

農業者所得補償制度を中心とする農政の展開・検証と国際交渉の帰趨 (主査 服部信司)

昨年度(2010)、民主党政権のもとで米戸別所得補償制度(モデル対策)が始められた。その補償基準は「経営費+家族労働費の8割」=60kg1万3700円、うち10アール1万5000円が定額払いとされた。参加者は154万8000戸(参加率88%)、参加面積108万ha(同76%)であった。

今(2011)年度、米戸別所得補償は本格実施される。畑作においても同制度が導入され、合わせて農業者所得補償制度となる。畑作物の補償基準は全算入生産費(うち、定額支払い=営農継続支払い:10アール2万円)であるが、米については10年度のままである。農業者所得補償制度は、参院において野党が多数を占めるというねじれ国会のもとで、予算措置で実施される。

菅首相は、昨年10月の所信表明演説において環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加を検討するとし、菅内閣は11月9日「高いレベルの経済連携と食料自給率の向上や国内農業・農村の振興と両立させるための基本方針を2011年6月までに決定し」、その行動計画を「10月頃までに決定する」、「TPP参加の判断は6月前後に行なう」とした。

3月11日における大震災・原発事故の発生により、基本方針を策定する「食と農林漁業の再生実現会議」は3月以降開催されておらず、基本方針等の策定は先送りされている。

しかし、事態が一段落すれば、その作業は再開され、基本方針・行動計画が策定されるとみられる。

そのTPP交渉は、日本の参加如何に関わらず、2011年11月までに(あるいは、伸びても、その半年後くらいまでに)妥結するとみられる。

また、WTO交渉は、非農産物の分野別交渉をめぐる主要国間の対立が橋渡しされえず「失敗の瀬戸際」にあり、今年末の閣僚会合が重要な節目に当たっている。これらについての把握は、上記を検討する際に欠かすことができない。

以上の農業者所得補償制度を中心とするわが国農政と国際交渉の状況を踏まえ、2011~12年度のテーマを「農業者所得補償制度を中心とする農政の展開・検証と国際交渉の帰趨」とする。

本研究は、下記①の関係学識者で構成する②研究会を開催している。

① 研究会委員(敬称略、順不同)

梅 本 雅(独)中央農業総合研究センター研究管理監)

谷 口 信 和(東京大学大学院農学生命科学研究科教授)

林 正 徳(早稲田大学日米研究機構客員上級研究員)

堀 口 健 治(早稲田大学政治経済学術院教授)

吉 田 俊 幸(高崎経済大学地域政策学部教授)

服 部 信 司(日本農業研究所客員研究員・主査)

上記外部委員の他、本所理事長、専務理事、研究員等により構成している。

② 研究会の開催状況(敬称略)

第1回 平成23年9月29日(木)

「農業者所得補償制度—制度の内容と参加・実施状況」

講師: 福田英明氏(農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室長)

第2回 平成23年10月31日（月）

「主要水田作地域における近年の農業構造変化の特徴と地域性について」

講師：吉田行郷氏（農林水産省農業政策研究所政策研究調整官）

第3回 平成23年11月17日（木）

「山形県における農業所得者補償制度－参加状況・生産者の受け止め方など」

講師：阿部 清氏（山形県農林水産部生産技術課長）

第4回 平成23年12月19日（月）

「「大地の恵み」の事業活動営農活動－戸別所得補償への対応・評価を含む」

講師：農宮眞平氏（（株）大地の恵み 代表取締役）

古谷正三郎氏（（株）大地の恵み 取締役）